

【熱田生涯学習センターをご利用される皆様へ】

令和6年4月1日から「非常災害時における生涯学習センター等の管理運営に関する要綱」が一部改正され、非常災害時における「施設の休館」が下記のとおりとなりました。

生涯学習センターは下記の場合は臨時休館となります

- 南海トラフ地震臨時情報の発表後、指定避難所が開設されたとき
- 名古屋市域において、震度5強（気象台発表）以上の地震が発生したとき
- 次に掲げる警報のいずれかが、名古屋市内に発表されたとき（ただし、開館中に発表された場合は、発表時点における各使用時間区分の終了後、休館するものとする）
 - ア 大雨特別警報（浸水害、又は土砂災害）
 - イ 暴風特別警報
 - ウ 高潮特別警報
 - エ 波浪特別警報
 - オ 暴風雪特別警報
 - カ 暴風警報
 - キ 暴風雪警報
- ※ ア～キの警報が解除された場合は、解除時点から2時間以上後に開始する各使用時間区分の開始時間から再び開館するものとする。ただし、前日までに休館を決定した場合は、当日の天候にかかわらず終日休館とする。
- 台風の接近等に伴い、上記ア～キの警報が名古屋市に発表されることが予想されるとき
- ※ 前日までに休館を決定する場合は、決定する日の午後3時頃を目途に判断する。当日に休館を決定する場合は、各使用時間区分の開始2時間前を目途に判断する。
- 市の全域にわたり風水害等が発生するおそれがあるとき又はセンター周辺における風水害等による被害が特に甚大であると予想されるとき
- その他教育委員会が特別の事由があると認めるとき

熱中症特別警戒アラート発令時は**体育室**の使用はできません

	熱中症 特別 警戒アラート		熱中症警戒アラート	
発表時間	前日の午後2時に発表		前日の午後5時と当日の午前5時に発表	
体育室	使用不可	利用料金全額還付	使用可	利用料金は、7日前までのキャンセルの申し出は全額、以降前日までは半額還付【当日は還付不可】
体育室以外	使用可	使用開始前までに熱中症予防を理由としてキャンセルをすれば全額還付	使用可	
留意事項	実際に使用する時間帯に暑さ指数（WBGT）が低くても体育室は使用できません。			

- (1) 空調設備がある施設の体育室は使用が可能です。**（熱田生涯学習センター体育室には空調はありません。）**
- (2) 熱中症**特別**警戒アラートが発令されたときは、熱田生涯学習センターのホームページに掲載します。
- (3) 各警戒アラートの発表は、気象庁や環境省のHPでもご覧いただけます。
- (4) 講座・事業も中止や延期をする場合がありますので、センターにお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

名古屋市熱田生涯学習センター ☎052-671-7231 Fax052-671-7232